令和９年度　放課後児童クラブ入所児童の募集について

次のとおり、令和９年度の放課後児童クラブ入所児童を募集します。

申請フォーム

こちらの専用サイトにて必要事項を入力し、期限までに送信してください

※登録市公式ウェブブサイトからもアクセス可能です。

１．入所資格　・登別市の小学１年生～小学６年生までの児童
<u>※低学年児童（１・２年生）が優先</u>となります。
・集団生活ができ、医療行為を必要としない児童
・就労・その他の事由により保護者が日中不在となる家庭

２．申請手順　①入所申請（申請フォームへの入力）
②必要書類を入所希望の放課後児童クラブへ直接提出
・資格確認書類（就労証明書等）
・入所児童調査票
※提出の際には、できるだけ入所希望のお子さんと一緒にお越しください。
※初めてクラブを利用するお子さんがいる方は、児童クラブで面談を行います。
※資格確認書類が期限までに提出できない場合は、「入所児童調査票」のみを提出し、提出が可能な時期をお伝えください。

３．募集期間　**<u>令和８年１１月１６日（月）から１２月１２日（土）</u>**まで　※見学も随時可能です。

４．入所の決定　申請内容を基に、家庭状況等を審査した結果、家庭での保育が難しいと市が判断した場合、対象の放課後児童クラブへの入所を決定し、「放課後児童クラブ入所決定通知書」を送付します。（２月上旬頃に郵送で通知予定）
また、入所資格を満たさない場合や、市が安全にお子さんを育成支援することができないと判断した場合には、「放課後児童クラブ入所不承認通知書」を送付します。

放課後児童クラブのご案内

１．放課後児童クラブとは

保護者が就業・その他の事由で昼間家庭に不在の小学生に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的としています。

２．入所資格

小学生で、保護者が就労・その他の事由により日中家庭におらず、集団生活ができ、**医療行為等を必要としない**児童です。

※集団生活を営むうえで特別な配慮が必要な場合は、必ず事前にご相談ください。

■入所資格と資格確認書類

事由	内容	資格確認書類
就労	保護者が就労していること。	就労証明書
妊娠・出産	保護者が妊娠中であるか又は出産後間がないこと。期間は、出産予定日の８週間前の日から出産予定日の８週間後の日の属する月の末日まで。	母子健康手帳の写し
傷病・障害	保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	医師の診断書
介護・看護	保護者が同居の親族その他これに準ずる者を常時介護又は看護していること。	医師の診断書
災害復旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	罹災証明書の写し
就学等	保護者が就労を目的として学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設、職業訓練校その他の職業訓練施設に在学し、又は通学していること。	在学証明書・受講証明書・時間割その他通学状況が分かる書類
虐待等	児童虐待のおそれ、配偶者等からの暴力その他これに類する事情により、家庭における適切な見守りが困難であること。	
育児休業	保護者が育児休業をしている場合であって、すでに入所している児童が、引き続き放課後児童クラブを利用することが必要であると認められること。	育児休業取得証明書
その他	上記に掲げるもののほか、これらに類するものとして市長が認める事由に該当すること。	

３．開所日と開所時間

・平　日　放課後（学校休業日は午前８時）から午後６時３０分まで

・土曜日　午前８時から午後６時まで

※日曜日、祝日、年末年始（令和９年１２月２９日（水）から令和１０年１月３日（月）まで）は閉所となります。

４．保護者負担金

		１人目	２人目以降
月額		３，９００円	２，０００円
減免	ひとり親世帯	２，０００円	１，０００円
	生活保護世帯	０円	０円

※ひとり親世帯の減免には収入要件があります。

※令和２年度より、同時に２人以上のお子さんが入所される場合、２人目以降の負担金が半額（百円未満切り上げ）となりました。

・保護者負担金の日割りはありませんので、月の途中に、入所・退所する場合も月額がかかります。

・「７．退所について」に記載しているとおり、利用が無い場合でも保護者負担金を納入して頂くことになりますので、必要の無い場合は、退所を希望する日までに「放課後児童クラブ退所届」を提出してください。

※他におやつ代として月額１，０００円程度必要となります。（金額は父母会で決めています。）

※**便利な口座振替がございます。詳しくは税務グループ（０１４３－８５－１１５５）までお問い合わせください。）**

５．減免について

・上記のほか、収入が激減する等、生活が著しく困難になった場合にも減免の措置があります。

・入所決定後に減免を受け始めるためには手続きが必要となりますので、詳しくはお問い合わせください。

※納期限を過ぎた月については減免の対象になりません。

６．お迎えについて

・帰宅の際は、**保護者又は代理の方**に迎えに来ていただきます。

・代理の方のお迎えの際は、事前に連絡してください。

・保護者から事前に申し出がある場合は、**『学校のきまり』で決められた外出時間（門限時間）までに自宅に着く範囲内**で自主帰宅ができます。

・**児童からの申し出だけでは、自主帰宅はできません。**

７．退所について

・退所を希望する日までに、「放課後児童クラブ退所届」をクラブに提出してください。「放課後児童クラブ退所届」の提出が無い場合、当該月の利用が無くても保護者負担金を納入して頂きます。

・正当な理由がなく１月以上の通所がない場合には、届出の有無に関わらず退所となります。

８．欠席について

欠席する場合は**必ず事前連絡が必要です。**

９．事故が発生したとき

日常の事故の防止には可能な限り注意を払っていますが、万一事故が発生した場合は、**児童安全共済制度が活用されます。**なお、児童同士の事故や児童安全共済制度の範囲を超えるような事故等が発生した場合は、関係する保護者と協議させていただくことがあります。

１０．昼食について

・学校の長期休業日（夏季・冬期のみ）に配達弁当サービス（実費負担あり）が利用できます。

・土曜日、学校の長期休業日で**学校給食のない日や配達弁当サービスを利用しない場合は、お弁当**を用意してください。

１１．「おやつ」について

おやつは、育ち盛りの児童にとって夕食までの間食として、また、毎日の楽しみのひとつとして欠かせないものです。**アレルギー等で食事制限が必要な場合は、予めお知らせください。**

１２．緊急連絡先

緊急時に保護者の方へ連絡する必要がありますので、**変更があった際は速やかに**届け出てください。

１３．開所時間の変更等について

・暴風・暴風雪による臨時休校の際に限り、**午前８時**から児童クラブを開所します。その際は、児童の安全を確保するため、**保護者の送り迎えが必須**となります。
　また、長期休暇中で、警報が発表されている間は保護者の送り迎えが必須となります。
・上記以外の悪天候、災害で臨時休校になった場合には児童クラブを**閉所**します。
　クラブの開所状況については、市ウェブサイト、フェイスブックにて周知いたします。

１４．学級閉鎖時の対応

インフルエンザや新型コロナウイルス等で**学級閉鎖になったクラスに在籍する児童は学校の対応と同様に、自宅待機**となります。学校が閉鎖となった際は、クラブも閉鎖します。

１５．持ち物（クラブで保管する物）

上靴、着替え、コップなど　　※詳細は支援員から説明します。

１６．父母会について

運営についての意見交換や父母の交流のため、各クラブでは４月に父母会を開催しています。
保護者の皆様のご協力をお願いします。

１７．放課後児童支援員について

支援員はお子さんの生活を見守り、適切な遊びを通して成長や発達を支援しますが、**基本的な生活習慣のご指導はご家庭でお願いします。**
お子さんのことで心配なこと、不安なことがありましたら、遠慮なく支援員にご相談ください。

≪放課後児童クラブの所在地及び対象通学区域≫

名　　称	住　　所	電話番号	対象通学区
富岸児童クラブ	富岸町2-13-15	87-0034	富岸小学校
幌別児童クラブ	中央町6-19-5　幌別児童館内	85-2802	幌別小学校
若草児童クラブ	若草町1-1-2　若草小学校内	86-0011	若草小学校
青葉児童クラブ	青葉町3-3　青葉小学校内	070-7403-4624	青葉小学校
幌別西児童クラブ	片倉町5-13　幌別西小学校内	88-3570	幌別西小学校
鷲別児童クラブ	鷲別町4-36-6　鷲別児童館内	87-0003	鷲別小学校
登別児童クラブ	登別本町3-25-2　登別小学校内	83-1177	登別小学校

【問い合わせ】　登別市保健福祉部こども家庭グループ　　電話：57-1078（直通）